

# 公立大学法人宮城大学研究成果有体物取扱規程

平成31年4月1日

規程第173号

## (目的等)

第1条 この規程は、有体物のうち次条に規定する研究成果有体物について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 研究成果有体物 研究・教育を行う過程及び臨床等において得られた試薬、試料、遺伝子、微生物、動植物、動植物の組織又は細胞、試作品等で、学術的又は財産的価値を有するものをいう。
- 二 職員等 公立大学法人宮城大学(以下「法人」という。)の役員及び職員並びに本学が外部から受け入れた研究者をいう。
- 三 学生等 本学において職員等に教育、研究指導を受けている学群学生、大学院学生、研究生等をいう。
- 四 作製 研究成果有体物の創作、抽出又は取得をいう。
- 五 作製者 研究成果有体物を作製した職員等及び学生等をいう。
- 六 提供 研究成果有体物を無償又は有償で外部機関において使用させるために譲渡又は貸与することをいう。ただし、分析依頼のための提供又は特許出願のための生物寄託を除く。

- 2 この規程において、研究成果有体物が増殖、又は繁殖可能なものである場合は、その子孫、及び増殖物も研究成果有体物とみなす。
- 3 研究成果有体物であっても、すでに市販されているものについては、この規程を適用しない。

## (帰属)

第3条 職員等が研究成果有体物を得るに至った行為が、その性質上法人の研究・教育の範囲に属し、かつ当該職員等の法人における現在または過去の職務に属する場合、その研究成果有体物の所有権は、原則として、法人に帰属する。

- 2 学生等が本学の設備等を使用して得られた研究成果有体物の所有権は、原則として法人に帰属する。
- 3 職員等が外部機関において得た研究成果有体物の所有権は、あらかじめ締結した契約書等の定めに基づき、その帰属を決定する。

## (管理)

第4条 研究成果有体物の保管、提供その他管理に係る実態的な取扱いは、研究成果有体物を創出し、あるいは外部機関から受け入れる職員等及び学生等が、自ら適正に管理しなければならない。

- 2 部局の長は、管理統括する部局の研究成果有体物の管理及びその一定期間の保存に対して責任を負うものとする。

## (研究成果有体物提供及び受入れの禁止)

第5条 研究成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該研究成果有体物について提供及び受入れをしてはならない。

- 一 理事長が提供又は受入を禁止した場合
- 二 法令、条約等及び法人の規則等に違反する場合

- 三 外部機関の研究者が作製したもので、提供が禁止されている場合
- 四 個人の情報が特定され得る場合
- 五 提供しようとする研究成果有体物に第三者の知的財産権等の権利が含まれていることが明らかであって、当該第三者の権利を侵害しないよう適正な対応が講じられていない場合
- 六 生命や環境に重大な影響を与えるものであって、その安全対策等が確保されていない場合。

(外部機関への提供)

第6条 職員等及び学生等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、届出書（別紙様式1）に研究成果有体物提供に関する契約書案等の関係書類を添えて理事長に届け出るものとする。

- 一 外部機関に研究成果有体物を提供する場合（共同研究又は受託研究契約等に基づき提供する場合を除く。）
  - 二 異動又は離職する職員等が、研究成果有体物を持ち出す場合
  - 三 学生等が、その身分を失うに当たり、研究成果有体物を持ち出す場合
- 2 前項による提供の決定については、公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号。以下「基本規則」という。）第36条第1項の規定により置かれる研究委員会の議を経て、理事長が研究成果有体物提供に関する契約を締結する。
- 3 学術目的で外部機関へ提供する場合は、原則として無償とする。ただし、提供に必要な経費を外部機関から徴収することができる。
- 4 産業利用目的で外部機関に提供する場合は、原則として有償とする。

(外部機関からの受入れ)

第7条 職員等又は学生等は、外部機関から研究成果有体物を受け入れる場合は、届出書（別紙様式第2）に研究成果有体物受入れに関する契約書案等の関係書類を添えて理事長に届け出るものとする。この場合において、職員等及び学生等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 2 前項による受入れの決定については、基本規則第36条第1項の規定により置かれる研究委員会の議を経て、理事長が研究成果有体物収受に関する契約を締結する。

(提供補償金)

第8条 理事長は、第6条第3項の有償提供により本学が収益を得た時は、当該作製者に対し、毎年1月1日から12月31日までの間の収入の100分の30の金額を翌年5月31日までに提供補償金として支払う。

- 2 理事長は、特別の事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず別に算定する提供補償金を支払うことがある。

(通知)

第9条 理事長は、前条の規定による補償金の支払いの決定を行ったときは、当該作製者に対し、速やかにその旨を書面で通知する。

(意義の申出)

第10条 作製者は、その作製に係る第8条の規定による補償金の支払いの決定に関して不服があるときは、第9条の通知を受けた日から30日以内に、理事長に対し異議の申し出をすることができる。

(秘密保持)

第11条 教職員等及び学生等は、異動又は離職後も、必要な期間、在職中に知り得た研究成果有体物に関する情報及び関係する契約・知的財産の内容について、次の各

号に掲げるものを除き，理事長の承認を得ずに，これを公表，開示又は漏洩してはならない。

- 一 既に公表されているもの
- 二 公表することが認められたもの
- 三 外部機関との契約等において開示することが認められたもの

（技術移転機関等の利用）

第12条 法人は，研究成果有体物の提供及び受入れに関し，技術移転機関等に委託できるものとする。

（成果有体物に関するデータ等の取扱い）

第13条 研究成果有体物に関するデータ等の取扱いに関しては，この規程を準用する。

（施行の細則）

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則（H31.3.27 第148回理事会）

この規程は，平成31年4月1日から施行する。

## 研究成果有体物提供等届出書

年 月 日

公立大学法人宮城大学理事長 殿

届出者

所 属

職 名

氏 名

㊦

公立大学法人宮城大学研究成果有体物取扱規程第 6 条の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

### 記

1	研究成果有体物の名称
2	数量
3	内容及び性質（記載欄が不足する時は、別紙に記載し添付すること。）
4	作製者の所属、氏名、寄与率（%）（寄与率は有償提供の場合のみ記載すること。）
5	提供先機関名、提供先代表者氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）
6	提供等の目的（記載欄が不足する時は、別紙に記載し添付すること。）
7	提供対価 <input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 有償（希望額：                      円）
8	特記事項（記載欄が不足する時は、別紙に記載し添付すること。）

